



新春区政のお知らせ



区役所で扱つて
いる主な事務が一目
でわかる一覽を作
りました。御保存
の上御利用を願
います。

昭和二十九年の新春を迎えるにあたり、二
十八万区民各位の御健康と御多幸とをお祈り
申し上げます。区政の概要を御報告申上
げます

昭和二十九年元旦

東京都豊島区長 須藤喜三郎

区政一般

面積 一一、九六平方軒
総世帯 七一、〇五二世帯
男 二七六、六八五名
女 一四〇、四八八名
一三六、一九七名

昭和二十八年十二月一日現在

区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及教育委員会等
務局によつて行はれ、その取扱事務は次の通
りであります

- 一、総務課
職員的身分進退、福祉厚生文書、統計調査
募金許可、選挙管理委員会、公益業務連絡委
員会等に関する事務を取扱う。
 - 二、財務課
区の予算編成、経理、物品材料の調達、工
事請負契約等に関する事務を取扱う。
 - 三、自治振興課
区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励
等に関する事務を取扱う。
 - 四、税務課
特別区民税の賦課徴収に関する事務を取扱
う。
 - 五、民生課
区民の福利厚生、遺族及生活困窮者急患援
護、軍人優給、公益質屋、授産場、法律、結婚
母子相談員、衛生相談員等に関する事務を取
扱う。
 - 六、戸籍課
戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、
埋火葬認可等に関する事務を取扱う。
 - 七、商工課
米穀配給、商工相談、商工業融資、商工連
合会商店街連合会等に関する事務を取扱う。
 - 八、土木課
道路、橋梁、河川、溝渠、公園の管理、維
持、修繕等に関する事務を取扱う。
 - 九、建築課
建築確認、建築相談、地代、家賃統制等に
関する事務を取扱う。
 - 十、収入役室
出納、決算、現金及有価証券等の保管、区
金庫、区有財産及营造物の管理並処分、物品
の出納保管等の事務を取扱う。
 - 十一、教育委員会
昭和二十七年十一月一日より教育委員会が
設けられ従来の区教育課の所管事務の大部は
委員会に移され、教育長の統率の下に旧教育
課職員が教育委員会事務局の職員として学校
教育、社会教育の二部に分属してその事務に
従事している。
 - 十二、各種相談所
区立小中学校、養護学園の管理、教職員の福
利、社会教育及び社会教育に関する事務を取
扱う。
 - 十三、豊島公会堂
本区を中心たる池袋ノ七六(区役所裏)
に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五
一九坪余の近代的感容を誇り収容力一、六〇
〇―二、〇〇〇名を有し、舞台、脇花道、大
道具室控室浴室舞台照明等完備し、都下屈指
の公会堂である。
 - 十四、区役所出張所
区内を九の地区に分けて第一から第九まで
の区役所出張所がおかれ、区役所の事務中区
民の日常生活に関係の多い事務を取扱ってい
る。
- 取扱事務及所在地等は五頁に掲載
外に区役所内には、区政運営上の重要事項
を議決する区議会、一切の事務を取扱つて
いる区議会事務局があります。

区民の皆様は特に知っていただきたい大きな事務や事業を三十六にわたり、以下解説します

総務課

一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合には区長宛、区域が二区以上にわたる場合には都知事宛の募金許可書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会との審議に附することになっております。許可書の様式その他については、係にお尋ね下さい。(97)一、〇〇六)昭和二十八年一月から十一月末までの区長許可の募金は、件数で百十一件、金額では二千九百六十五万三千余円となっております。

二、選挙人名簿について

各種選挙に使用する選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補選選挙人名簿の二種類があります。基本選挙人名簿には、毎年九月十五日現在で、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及びその年の十二月二十日で満二十歳になる日本国民で、欠格事由に該当しない方が登録されます。補選選挙人名簿は、本人の申告により、選挙の行われる都府県選挙区に於て基本選挙人名簿作製後、新しく選挙資格ができた方及他からの転入した方を登録します。これらの名簿には、いづれも縦覧期間があつて、名簿に登録された方は登録の申出をすることが出来ます。選挙権のある方でも、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

三、区民の要望処理について

区役所で直接扱っていないが、区民に極めて密接な関係にあるガス、電気、水道、汲取り等のことについて、皆様の御要望を承り、関係者と連絡の上善処することになつていきますので、御遠慮なく御申出下さい。

財務課

四、区財政のあらましについて

財政の公明なる運用が、区政の円満なる伸展に寄与しつつありますことは、多言を要しないところであります。かかる観点から本区におきましても区条例の定むるところに従つて、本区予算の内容と財政の運営状況とを公表し続けられて参りましたが、この機会に再び本区財政の現況を要約御報告致したいと存じます。

扱て本年度当初予算は昨年八月の地方自治法の改正に伴い早くも本年三月開会の区議会の議を経て可決せられたものであります。当時は都及区或は区相互間の財政調整の問題が全く未解決な状況にありました。確実なる財源を把握することが出来ず従つて、不可避の支出即ち現員に対する人件費、或は例年行われていた恒例事業、諸施設物の維持管理に要する経費、又は最少限の一般事務経費等、所謂骨格予算として三億一千八百九十九万五千九百九十九円を編成して昭和二十八年度へ突入致したわけでありました。その後に至り前年度に於ける諸事業の繰越金関係経費や、都より紙付財源として送り込まれる交付金補助金等が次第に明確となり、第一次追加更正を三月に実施し、以て更に区税収入の状況、財政調整の見込額等も漸次明確化するに従い、懸案の諸事業を取り上げ、之を予算面に具現して七月には総額八千六百四十七万七千六百六十五円を、更に十一月二十五日には新規財源六千四百四十四万一千八百四拾円を投じて第三次の追加更正を実施して現在に於ける予算総額は四億九千六百二十二拾一万八千三百三拾五円と増えつた次第であります。これを財源別即ち才入面より見ますとその大宗とも申すべきものは、区税でありまして才入総額の五七%に当り区政伸張の爲の諸施策が如何に区民各位の御理解と御協力にまたねばならぬかと窺い知れるわけでありました。以下都交付金二四%、繰越金八%、雑収入四%、使用料及手数料二%という順位であります。次に本予算を才入面に見ますとその総額は四億八千六百二十二拾一万八千三百三拾五円でありまして、之を予算科目別に事業経費を見ますとその第一位を占めますのは教育費でありまして、その総額二億六千五百七拾七万六千七百五拾二円でありまして、予算総額の五三%、次に区役所費二四%、土木費七%、議会費四%、諸支出金三%の順位であります。

以上で一般会計関係の概要を御説明致しましたが、本区

におきましては他に特別会計二つを持つて事業を営んでおります。その一つは公益質屋事業でありまして、本区公益質屋については池袋と日出町の二ヶ所で経営されております。本年当初に於ける予算総額は二千五百四拾万一千二百拾二円でありましてそのうち二千二百九拾一万七千円が本会計本来の目的である貸付金に計上せられております。之は貸付元金七百六拾三万九千九百の年間三回転を見込んだものであり、残金は人件費並に一般事務経費であります。その後七月に前年度決算による繰越金を財源として、内五拾万円を貸付金に投下して十一月以降の回転率見込額六十二万五千円とこの利子収入拾二万一千五百円を収入に見込み、才出に於ては貸付金及び予備費に充当し、才入出の均衡を図り、本特別会計現在予算額は、才入出共二千六百八拾八万三千五百七拾七円と成つております。

税務課

五、昭和二十八年特別区民税と諸章の鑑札更新について

豊島区の歳入予算の財源は区税が大部分を占めその又主要をなして居るものは特別区民税であります。従つてこの特別区民税の収入成績の良否が、つて本区の事務事業の運営に大なる影響を及ぼすのであります。十二月一日現在に於ける収入状況は予算額二六五、九六〇七五五円に対し収入済額一六九、七〇七、六六八円であり、一%の成績であり、前年に比較すると稍々向上して居りますが、最近に於けるその成績は二十三区中下位に於て必ずしも好成绩とは云い難いので区民各位の絶大なる御協力を御願いたします。各種税については自転車、荷車、リヤカー等の鑑札の更新について告示第十四号を以つて、十一月二十八日より十二月十一日まで十二日間各所定の場所にてこれを実施いたしました。未だ更新されぬ方も相当数にのぼつて居ります。未だ取替をされぬ方は至急税務課に御出向の上新鑑札の交付をうけ今後の紛糾を避けられるよう切望いたします。

区長室 一〇〇五 総務課 一〇〇六 税務課 二〇四八 土木課 二二〇八

商工課

六、商工業事業資金の融資について

本区に於ては昨年八月より区商工中小工業者の事業資金に必要なる事業資金の小口融資を在前に依り実施して居ります。これによつて本区中小商工業者の蒙るべき経済的配迫を緩和すると共に自己資本の充実に資する経済的自立態勢を確立し、以て本区商工業の振興発展の一助とするものであります。

- 1、融資金額 壹千五百円
- 2、借入申込者の資格

(1)区内で同一事業を引継ぎ一年以上営んで居る者

(2)特許区域を完結して居る者

(3)遊興事業設備を有する者

3、貸付条件

(1)金額 原則として一八五万円以内

(2)資金の用途 事業資金(運転資金、設備

自治振興課

八、区政地区委員並区政地区協力員とは

民主的な区政を行うには一般市民の深い理解と協力に依らなければなりません。そこで本区は区政を来り来り進めんと共にその進歩を助率的に行うため、出願所の区域毎に市民の代表者である区政地区委員を中心とし、之に各層の代表者を含め昭和二十四年三月地区委員制度を設け、毎月地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と市民の要望に依りて好評を博して居ります。その結果を踏まえ、同年十月更に進んで大方の要望に依り、地区委員会の協力機構として各地区の要望ある有識者の参加を得て昭和二十五年三月に一名の割合を以て区政地区協力員を委嘱し、区政の伸張発展を図りました。

資金)

- (3)期間及び利率。六ヶ月以内 日率三銭
- (4)保証人。二人以内の連帯保証人
- (5)担保

敷する場合は不動産、有価証券(備東京信用保証協会の保証、又は中小企業信用保証の契約も可)

(6)返済方法。日掛又は月掛による

4、申込場所

区役所商工課内商工相談所

5、取扱金融機関

東武信用金庫。山手信用金庫池袋支店。京北信用金庫。

七、商工相談所について

当区役所商工課内にありますこの商工相談所は区内商工業者の皆様の為にそのみちの指導員を委嘱して各種の御相談に応じて居ります。どうぞ御気軽にこの相談所を御利用下さい。電話(97)二〇二七(直通)又は一一〇一一五(交換)

現在区政地区委員は一五六名、区政地区協力員は八八九名が夫々委嘱せられ区政上の重要な一翼として本区発展の一大推進力となつて活躍して居ります。

区民各位におかれても本制度を充分御認識御理解を願ひ、区政における諸般の要望其の他が御座りましたら、御近所の地区委員若くは地区協力員に御遠慮なくお申越し下さい。皆様の御意見を切にお待ち致して居ります。

九、区政公報とは

毎月一回出される区政上の重要な事項とか事務連絡をわかりやすくお知らせし、区民各位の御意見を願ひ、〇〇部を印刷の上、区政地区委員同地区協力員には分給御届相談員まで配付し、その他関係官庁字號それから出張所窓口から一般区民に對し相対御届付致して居りますので、是非御覧の上区政への特段なる御理解と御協力を御願ひ致します。

相談内容

金融、商工経営、唐館改良、徴務、経理、臨唐診断、工場診断、取組富國調査関係、特許、実用新案、意匠、商標登録関係、鑑定調査その他商工業振興に關する事項。

民生課

十、軍人恩給、遺族扶助料

旧軍人恩給は昭和二十八年八月一日の現存者について復活し普通恩給、第六項並以上の増加恩給及び扶助料は本年四月分から第七項の増加恩給及び扶助料は昭和二十九年四月分から支給せられることとなりこの受付を開始して居ります。恩給の種類は

普通恩給、増加恩給、傷病賜金(年金、普通扶助補助料、公務扶助補助料、一時恩給及び一時扶助補助料)であります。申請に必要な用紙は区役所民生課で渡しますが届出は扶助関係を除いた他の該当者は退職當時の本居地都道府県世帯主に提出して下さい。区役所へ届出るのは次に該当の方です。

公務扶助補助料、普通扶助補助料、一時扶助補助料

申請の時期は昭和三十五年七月三十一日までです。請求書には恩給の種類により夫々の証書書類を揃えなければなりません。扶助関係で添付する戸籍謄本は、死亡者其の他の除籍者も省略しない原本の儘の謄本を必要とします。

その他軍人の遺族で現在援護法による年金の受給者若年金の請求権ある者で先順位の方は八月一日現在で全額扶助料に切り替へなくてはなりません。又遺族年金受給者中以順位権利者以下の者が遺族年金の額受給を遺族の者は明年三月末迄に年金課総局を單属の遺族年金受給者(年金額改訂届)を出さなければなりません。

十一、法律相談所、結婚相談所、母子相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館に

面接時間

毎週火、金曜日の午前十時より午後三時まで。但し特許関係は午後二時より午後五時まで。尚御希望により無償で臨時出張相談に応じます。

結婚相談

毎週火、金曜日午前十時から午後三時まで

母子相談

毎週水曜日から日曜日まで

法律相談

毎週水曜日から日曜日まで

十二、公益質屋

池袋公益質屋 (池袋一ノ三三〇ノ二) 日出町公益質屋 (日出町一ノ一六七)

十三、授産場

昭和二十二年八月二十二日開設以来逐年作業種類及び受託品の増加を来たり居り作業種類は現在二十五種類でうち年間継続せる作業は八種類であります。作業は普通一般内職で一応共同作業の形態を採つて居ります。専らものは自宅に持帰つても出来ません。

十四、保健衛生

衛生相談員三六九名、衛生消毒推進委員九名を中核として昭和二十六年以来一衛生費高の一増進に邁進、昆虫の駆除、雑草の刈取、ドブ浚渫、溜水排水、塵芥焼却埋立、消毒剤の散布等を行う。又衛生相談員制度を十二分に成果あらしめるため今回代表者、指導員を突進、区と相談員の連絡を密にし一層の御協力を願うこととなつた。

戸籍課

十五、戸籍謄本、抄本、記載事項証明の請求について

本籍地の区役所又は役場に請求します。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三十円で、全国同一です。郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

十六、住民票謄本、抄本、記載事項証明の請求について

住所地の区役所出張所又は役場に請求します。これは、昭和二十七年七月からできたもので入学、就職、扶養家族の証明等その他不審、居住を証明する場合に便利です。御利用ください。手数料その他は戸籍の場合と同一です。

十七、戸籍の届出について

出生届は 医師又は助産婦の出生証明を添えて、十四日以内に
死亡届は 医師の診断書を添えて七日以内に

土木課

二十、砂利道修繕の実施について

歳末に当り、区内全域に亘つて交通量の多い道路に碎石を撒布し新築にそなえ様と目下実施中でありませす。

二十一、側溝設置工事の實施について

歳末迄に区内道路側溝を約四千米設置されることになり目下実施中でありませす。

二十二、小型ローラーが出来ます

今度の追加予算を以て、ロードローラーの購入が決定され、此の小型ローラーは四重歯の鋭い刃路も自由に転車の出来ぬ道路に於て土質改良のもので目下製作中でありませす、工事に使用されるの

婚姻届は 婚姻は定めていませすが、結婚式と同時にするのが理想です。届出をしないと夫として、妻としての権利ができません。生れた子供は嫡出子となりませせん。

十八、住民登録の届出について

転入届は 他区から転入した場合に
転居届は 区内で異動した場合に
変更届は 同番地内で新世帯をつつたときや、世帯主を変更した場合に
十四日以内に、区役所出張所へお届けください。

十九、戸籍相談について

わたくしたちは誰でもいつどこで生れたか父等は誰か結婚しの子供が何人あつて...とゆうように、私たちの身分関係を登録したのが戸籍です。だから戸籍は私たちの身分を証明する唯一の記録です。このような大切な戸籍は、私たちの正しい届出によつてつくられるのです。
区役所では、区民の皆さんの戸籍相談に慮ずるため、戸籍課に「戸籍相談所」を設け、また区内には百七十数名の「戸籍相談委員」の方々が、御相談に成っています。

は来春三月頃であります。

二十三、総合運動場が整備されます

西果鴨一丁目本区総合運動場は予算不足で手入れが出来なかつたが、今回の追加更正により外柵、馬場、テニスコート等整備される事に成りました。

二十四、公共便所が美しく成ります

本年四月から都より引継がれ大改修して区内八ヶ所の公共便所が今回整備される事に成り感じが良くなります。

二十五、池袋東口が整備されます

久しく地下鉄工事のため材料置場その他で交通も出来ず、美観を損じていました。が一月中旬迄に中央植樹帯を設け、道路は舗装され、区民待望の駅前が、面目一新することに成りました。

建築課

二十六、住宅新築の手續きについて

先づ宅地指定については、その土地が道路に接しているか、いないかと言ふことであります。若し道路に接していない場合は家を造ることが出来ませせん。最近では土地が分譲されませすが、指定のない宅地があつて何事になつて居る例もよくあります。分譲されるべき道路のない宅地は指定を受ける必要が有ります。次にその土地について、道路の幅員、建物の用途制限、構造制限、高さ制限等の規定が有りますので、それらの条件をよく調査してお求めのうえ、方位、区画、日影、日照の状況等を充分検討して設計され、そうして建築した業者を選定して下さい。

教育委員会

二十八、区立中小学校P・T・Aによる石門心学の開講について

本区に於ては、先頃須磨区長の発案によつて、区役所前部並に中小学校々長及び校務主任を対象とし、石門心学を開講したが之を契機として去る十二月十日区議会議場に於て、中小学校P・T・A連合会発足を期し、全区区立中小学校P・T・Aに於ても石門心学を開講することを決議し、十二月十五日より同月二十五日まで二十三日、開講して一月八日より同二十日まで二十五日の全夜が満了することになり現在準備中でありませす。

履後に於ける道徳のたい組と云ふ事が肝要だて居るとも本区P・T・Aの設けた一石は今や全区民に波及し教育委員も同志しき、道徳教育の発展を期すことによりませす。

建築課

二十七、地代家賃について

地代家賃については、その土地が道路に接しているか、いないかと言ふことであります。若し道路に接していない場合は家を造ることが出来ませせん。最近では土地が分譲されませすが、指定のない宅地があつて何事になつて居る例もよくあります。分譲されるべき道路のない宅地は指定を受ける必要が有ります。次にその土地について、道路の幅員、建物の用途制限、構造制限、高さ制限等の規定が有りますので、それらの条件をよく調査してお求めのうえ、方位、区画、日影、日照の状況等を充分検討して設計され、そうして建築した業者を選定して下さい。(電話(97)三二五七)

教育委員会

石門心学の講師は次の通り
石門心学講師 心学奉齋會々主 山田 敏彦
お茶の水女子大学助教授
東大講師 野部 真良
教育大お茶の水女子大 講師 古田 紹欽
法政大学講師 長谷川 敏平
洞雲寺住職 玉川 泰吉

二十九、学校図書館の建設について

本区に於ける学校図書館の建設は他区に率先して、その計画を立案し、將來は全区区立中小学校に普及するを目的として昭和二十五年に於て、建設して居りましたが、本年追加予算に於て、更に完成し、更に三層を追加計上し、真智中學校、千早小學校、高南小學校に決定、新築早々竣工されます。

是に依つて本区の学校図書館は区立中學校十一校中七校小學校二十七校中十四校に建設されるのであります。

区役所 (池袋) 代表 二〇四五 財務課 二〇二一 教育課 三七三二 区議会 二〇一七
 代表 二〇一五 自治課 二〇二一 商工課 二〇二七 事務局 二〇一七

あり、本区教育の充実発展のため区民各位の一層の御支授と御協力を切望致します。
三十、精神薄弱児の特殊学級の開設に就て

精神薄弱児の收容対策に就てはかねてより区及び区教育委員会に於て慎重検討を經、来る第三期より区立大塚台小学校と同長崎小学校に次の様に開設される運びとなつたが是等の生徒、児童の教育に就ては区民各位の深き御理解をいただきたいのであります。

一、設置学校並学級数
 大塚台小 小学部一 中学部一
 長崎小 小学部一
 一、收容人員
 一学級十五名以内 (小学部三十名以内、中学部十五名以内)

三十一、社会教育団体について

婦人団体 四三
 子供会 三九
 青年会 六
 ボーイスカウト 九
 ガールスカウト 一
 海洋少年団 二
 青少年赤十字団 五

豊島公会堂

本公会堂は二十七万区民の総力を結集して昭和二十七年十一月末落成開館されたもので、以来、式典、講習会、音楽舞踊、演芸その他各種の舞台芸術の公演会、映画会等明るく香り高い文化的催しに利用され、区内は勿論、現在では東京都内各区にまで普及利用されており、

三十五、豊島公会堂使用案内

使用料
 午前三時間 四、〇〇〇円
 午後 七、〇〇〇円

P.T.A各小中学校各学校に設置文化団体 一〇

体育関係団体は野球・庭球・排球・卓球・水泳・弓道・柔道はそれぞれ連盟を組織して豊島体育協会に加盟してゐる。

団体加入又は結成についての相談には社会教育課へ。

釣・茶華道其の他レクリエーション団体のことも取扱つております。

三十二、青少年委員について

東京都より委嘱され現在当区には七名おります。仕事は青少年団体、育成指導助言を任務としております。

三十三、ナトコ映寫機について

米國大使館より貸与されてゐるもので、成人教育の爲の映画会を一般区民の申込により無料で開催致します。申込は文化係です。

三十四、紙芝居幻灯フィルム貸出について

婦人会・子供会・青年会等で希望があればいつでも無料で貸出してあります。申込は文化係。

夜間 九、〇〇〇円
 全日 一八、〇〇〇円

◎ 使用者が入場者から入場料金その他、これに類する料金を徴収する場合、又は営利的目的に使用する場合は本表金額の五割増となります。

◎ 使用当日が土曜(午後)日曜、国民祝日であるときは本表金額の二割増となります。

◎ 公会堂備付備品は左の通りです。
 置舞台、演壇、屏風、グラントピア、映写機、舞台照明、拡声装置。
 これらの特殊器具の使用については別に使用料を徴収致します。

三十六、区役所出張所で取扱つてゐる事務と出張所の所在地及管轄区域

- 取扱事務**
- 1、転出入及び住民登録に関する事務
 - 2、転入学及び印鑑証明に関する事務
 - 3、区税の収納及び主食の配給に関する事務
 - 4、埋火葬認許証及び都民葬儀券の交付に関する事務
 - 5、畜犬登録、汲取券の売捌に関する事務
 - 6、区政地区委員、同協力員に関する事務
 - 7、保健衛生に関する事務
 - 8、区政の周知徹底に関する事務

出張所	所在地(電話番号)	所管区域
第一出張所	栗鴨三ノ三 (94)四九七五	駒込一、二、三、四、五、六丁目 栗鴨一、二、三、四、五、六、七丁目 西栗鴨三、四丁目
第二出張所	池袋一ノ五 (97)〇四三一	西栗鴨一、二丁目 池袋一、五、六、七、八丁目 堀之内町
第三出張所	池袋二ノ一〇三五 (97)四九七四	池袋二、三、四丁目
第四出張所	雑司ヶ谷五ノ七七 (97)三六三七	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目 日出町一、二、三丁目
第五出張所	目白一ノ一〇五七 (97)一七二九	高田本町一、二、三丁目 高田南町一、二、三、四丁目 目白町一、二、三、四丁目
第六出張所	長崎一ノ三八 (95)五一七〇	椎名町一、二、三丁目 長崎一、二、三丁目 千早町一丁目
第七出張所	椎名町六ノ三六四 (95)五一五九	椎名町四、五、六、七、八丁目
第八出張所	千早町三ノ三三 (95)五九一三	長崎西、五、六丁目 千早町二、三、四丁目 要町三丁目
第九出張所	要町一ノ三五 (95)二八二六	要町一丁目 高松一、二丁目
全臨時分室	千川一ノ一〇 (95)五三六四	千川町一、二丁目 要町二丁目 高松三丁目

謹賀新年

区政に對する平素の御協力を感謝し貴家の

御多幸と御健康とをお祈り申し上げます

昭和二十九年元旦

区长 須藤 喜三郎

副議長 早川 繁太郎

助役 木村 秀崇
収入役 吉田 徹雄

議長 宮坂 忠長

豊島区議会

議長 早川 繁太郎
副議長 宮坂 忠長
監査委員 花山 豊三郎(財商)
市川 謙三郎(総厚)
田川 為次郎(文建)
森川 重吉(財厚)
村田 文雄(厚文)
奥仲 弥之助(総厚)
四海 民藏(総文)
木村 昇一(自建)
齋藤 鶴吉(財商)
土屋 剛(自商)
森金 幸二(自建)
大金 登(財建)
古賀 清(自文)
矢島 博文(文商)
阿部 志づえ(文商)
佐久間 市蔵(財商)
関敏子(財厚)
笠原 孫蔵(財建)
塚越 常三(自建)

自治振興 長
厚生委員 長
文教委員 長

商工委員長
財務委員長

建設委員長

今泉 清(総文) 金本 義雄(自建) 松本 太一郎(厚商) 外川 とし子(厚商) 橋本 みや子(自文) 粕谷 吉(総建) 神林 平吉(財商) 森島 茂吉(財商) 大島 不二雄(総文) 山下 虎雄(厚建) 島田 勝太郎(総自) 足立 藤次郎(自文) 足立 平蔵(総財) 山口 幸之助(文商) 加藤 太一(財厚) 田島 安石衛門(総建) 服部 スエミ(厚文) 秋元 正雄(総財) 元谷 吉(財厚) 清水 吉(総建) 杉浦 茂(財厚) 吉田 鉄蔵(自建)

豊島区役所

区長 須藤 喜三郎
助役 木村 秀崇
収入役 吉田 徹雄
総務課長 佐々木 英夫
文書係長
給務係長
給長公舎係長
統計調査係長
福利係長
学校管理係長
予算係長
用度係長
自治振興課長
出張所事務係長
庶務課長 山田 中昌
課税係長 長町 正康
徴収係長 三波 辺一
民生課長 湯ノ口 芳郎
厚生係長 伊藤 貞雄
戸籍課長 島田 貞雄
住民登録係長 佐藤 竹三郎
商工委員長 高橋 美隆
配給係長 高橋 正二
土木課長 後藤 軍一
管財係長 白取 英一
土木係長 川島 秀吉
建築課長 小川 秀吉
住宅係長 栗原 英次
建築係長 金塚 繁樹
収入役室 稲村 源作

管財係長 秋本 清二
区議会事務局長 金崎 政隆
書記 久野 茂藏
第一出張所長 内田 末吉
第二出張所長 島野 武吉
第三出張所長 門馬 一男
第四出張所長 相馬 堅次郎
第五出張所長 吉川 英作
第六出張所長 津川 円敬
第七出張所長 石川 弘光
第八出張所長 桑原 喜右衛門
第九出張所長 高島 繁
分室主任

教育委員会事務局

教育委員 齋藤 一
兼校長 横山 美則
兼教職員係長 立川 敏雄
学事係長 並木 輝太郎
文化係長

豊島区教育委員会

委員長 片岡 七郎
副委員長 染谷 喜太郎
委員 井山 平太郎
武部 元正
秋元 正雄

豊島区選挙管理委員会

委員長 大類 哲夫
委員長代理 勝山 好象
委員 島居 敬彦
渡辺 義親
監査委員 花山 豊三郎
萩原 貴光